

掛川市農業委員会告示第4号

掛川市農業委員会規程（平成17年掛川市農業委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

掛川市農業委員会

会長 山本 慎吾

第9条中「、主任及び主事」を「及び主事」に改める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。